

4 抽選

(1) 抽選と優遇制度について

申込者多数の場合は、申込者に抽選番号を交付し、抽選で入居者を決定します。

抽選番号の交付の際、「年数による優遇」と「世帯状況による優遇」により、通常1個の抽選番号を複数個増やして交付する優遇制度を設けています。

※ 優遇制度が適用されるのは、定期募集のみです。短期募集は、対象外となります。

① 年数による優遇

- 各年度の定期募集のうち、いずれかの募集にお申し込みいただくと連続申込年数を記録し、抽選番号が加算されます。

- 「年度」とは、4月から翌年3月までの1年間のことです。

- 毎年申込みを続けると、その連続した年数に応じて抽選番号の個数が増えていきます。数は初年度に1個交付され、2年目から1個ずつ増えます。さらに、6年目からは2個ずつ、10年目以降は3個ずつ増え、最高で22個まで増えます（12年目以上の方は、22個が上限となります）。

- 連続申込年数は、年度を単位に計算しますので、申込回数とは一致しません。

年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目
個数	1個	2個	3個	4個	5個	7個	9個	11個	13個	16個	19個	22個

(注) 下記の(ア)～(イ)の場合、連続申込年数の加算は消滅し1年目（1個）に戻ります。

(ア) 申込者を変更した場合

申込者が死亡した場合は、届出により、戸籍上の配偶者のみ連続申込年数の継続が可能です。また、申込者の氏名が変更となった場合も、届出が必要となります。届出の詳細は、公社募集担当係（電話011-205-3071）にお問い合わせください。

(イ) 年間の募集で1回もお申し込みされなかった場合

公開抽選会前に辞退した場合は、申込みがなかったものとみなします。

(ウ) 当選又は繰上当選した後に、入居を辞退した場合

「辞退」には、当選後に連絡が取れず、当選無効となった場合も含まれます。

(エ) 当選又は繰上当選した後に、申込資格のないことが判明した場合

② 世帯状況による優遇

申込書に氏名・生年月日・続柄・障害等級・その他の世帯状況を記入してお申し込みされると、連続申込年数による抽選番号のほか、世帯状況に応じて抽選番号の個数を加算します（12ページの<世帯状況による抽選番号個数表>参照）。

＜世帯状況による抽選番号個数表＞

複数項目に当てはまる場合であっても、個数の多い項目1つのみを採用し個数の合算はしません。

項目		世帯状況（同居しない扶養親族は除く）	個数
障がい者	特別障がい者	次のいずれかに該当する方がいる世帯 ・身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方又はこれらに準ずる方 ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方又はこれに準ずる方 ・療育手帳A判定又はこれに準ずる方 ・戦傷病者手帳の特別項症から第3項症の方 ・原子爆弾による被爆者の方	3個
	障がい者	次のいずれかに該当する方がいる世帯（上記「特別障がい者」に該当する者を除く） ・身体障害者手帳の交付を受けている又はこれに準ずる方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている又はこれに準ずる方 ・療育手帳の交付を受けている又はこれに準ずる方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方	2個
ひとり親世帯		入居申込者と20歳未満の子のみで入居しようとする世帯	
大家族世帯		入居しようとする方が5人以上いる世帯 ただし、60歳以上の方又は高校生以上の子がいる場合は、4人以上いる世帯	
多子世帯		入居しようとする方の中に、18歳未満の児童が3人以上いる世帯	
生活保護		入居しようとする方全員が、生活保護を受給している世帯	
老人世帯		次のいずれかに該当する世帯 ・入居しようとする方全員が60歳以上である世帯 ・60歳以上の方と、①その方の配偶者（内縁又は婚約者含む）、②18歳未満の児童、③障がい者の方のみで入居しようとする世帯	
低所得者		世帯の月額所得額が54,000円以下の世帯（所得額の計算は18～23ページ参照）	
その他の認定	中国残留邦人	入居しようとする方全員が中国残留邦人等支援給付を受給している世帯	1個
	炭鉱離職者	入居しようとする方の中に、炭鉱離職者求職手帳の交付を受けている方で、下記のいずれかに当てはまる方がいる世帯 ・移転就職者用宿舎に入居している方 ・公共職業安定所の紹介により就職して2年を経過していない方	
	海外からの引揚者	入居しようとする方の中に、海外からの引揚者で5年を経過していない方がいる世帯	
	鉱物性じん肺者	入居しようとする方の中に、鉱物性粉じんにより、じん・けい肺になった方がいる世帯	
	長期結核療養者	入居しようとする方の中に、結核医療を必要としないと認められてから3年以内の方がいる世帯	
	ハンセン病療養所入居者	入居しようとする方の中に、ハンセン病療養所に入所していた方がいる世帯	
	DV被害者	入居しようとする方の中に、配偶者（生活の本拠を共にする交際相手も含む。）からの暴力の被害者で次のいずれかに当てはまる方のいる世帯 ・一時保護又は保護が終了した日から5年を経過していない方 ・裁判所に申し立てをし、保護命令が発令された日から5年を経過していない方	
	東日本大震災被災者	入居しようとする方の中に、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成24年法律第48号）に基づく支援対象避難者で、避難元市町村が発行した「居住実績証明書」の交付を受けられる方がいる世帯	
北海道胆振東部地震被災者	北海道胆振東部地震により居住家屋が被災し、り災証明書で「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」と認定された世帯		

(2) 抽選票の発送について

受付後、抽選会の 10 日くらい前に抽選票（はがき）を郵送します。抽選票は、抽選番号や公開抽選会の日程をお知らせするものです。抽選番号は、「年数による優遇」と「世帯状況による優遇」（11・12 ページ）により増えた個数分の抽選番号を印刷して郵送します。

なお、抽選番号の指定はできませんのでご了承ください。

<抽選票（はがき）の見本>

（例）連続申込年数が2年目で、入居する方の中に身体障害者手帳1級の方がいる世帯の場合
⇒ 申込年数による優遇で2個、世帯状況による優遇で3個、計5個の抽選番号が交付されます。

公開抽選会の抽選番号を以下のとおり交付します。誤りがある場合は、1週間以内に札幌市住宅管理公社まで、ご連絡ください。

年数分	1	2			
世帯分	3	4	5		

札幌市住宅管理公社募集担当係 電話205-3071
受付番号(90001)

(3) 抽選方法について

定期募集の抽選は、抽選番号をコンピューターに入力し、公開抽選会の来場者代表（2名）に抽選ボタンを押していただき、当選番号を決定します。

＜例＞札幌花子さんが申し込みした住宅は、花子さんの他に4名の申込みがあり、下記のとおり14個の抽選番号が交付されました。花子さんは、①～⑭番のうち、⑬、⑭番の2個が交付されました。

Aさん 申込年数1個 世帯状況2個	Bさん 申込年数2個 世帯状況1個	Cさん 申込年数3個 世帯状況2個	Dさん 申込年数1個	札幌花子さん 申込年数1個 世帯状況1個
①、②、③	④、⑤、⑥	⑦、⑧、⑨ ⑩、⑪	⑫	⑬、⑭



交付した抽選番号をコンピューターに入力して抽選します。
①・②・③・④・⑤・⑥・⑦・⑧・⑨・⑩・⑪・⑫・⑬・⑭



抽選の結果、⑬番が出ました。
⑬番が交付されている札幌花子さんが当選となります。

① 空き家の抽選

1つの住宅につき、1回抽選を行いません。当選者は1名です。

② 補欠登録

補欠の方は自動的に登録します。

【空き家の補欠登録】

補欠登録1番 = 当選番号の次の番号をお持ちの方

補欠登録2番 = 当選番号の次の番号の、さらに次の番号をお持ちの方

・・・・の順に全員登録します。

※ 当選者が辞退又は資格審査により失格となった場合、同じ住宅にお申し込みされた方のうち、補欠登録1番の方から順に、繰上当選の通知をします。

なお、繰上当選の効力は、当選者の辞退等がなく、繰上げできないときは失効します。次回募集まで繰上げの通知がない場合は、繰上げを待たずに次回募集に申し込みしてください。

(4) 抽選結果の確認方法

以下の方法にて抽選結果をお知らせします。

- ① 公開抽選会会場及び公社で抽選結果を掲示します（抽選会会場は、抽選終了後に閉場し、その後は抽選結果を公社で掲示します）。
- ② 一部新聞で抽選会翌日の朝刊に当選番号を掲載します。
- ③ 抽選会翌日から、公社のホームページ（<https://s-j-k-.or.jp>）に抽選結果を掲載します。
- ④ 抽選から1週間以内に当選通知を郵送します。落選者への通知は行いません。